



風速国造についての基礎的考察（論考）

伊藤, あすか

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 17:117-136

(Issue Date)

2025-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100505419>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505419>



風速国造についての基礎的考察

伊藤 あすか

はじめに

国家形成期における瀬戸内海は、倭王権の海上交通の大動脈であり、倭国の内政、外交に深く関与していた。^① 倭王権が瀬戸内海交通を掌握するためには、当海域の気象や海象に熟知した地域集団との関係性を構築する必要があった。^②

ゆえに瀬戸内海沿岸地域社会の動態を検討することは、倭王権による列島統合の論理を明らかにすることと密接に関係しており、非常に重要な課題といえよう。そのうえで、瀬戸内海を生活領域とした海人（海部）たちの「海」に対する認識は、瀬戸内海を単位とした限定された空間認識であることから、^③ 各海域に準じた地域社会の検討が有用であると考えられる。瀬戸内海においては、畿内からの中継地点である児島や、九州との玄関口でもある佐波が特に重要視されるが、瀬戸内海交通屈指の

難所の海域を伴う伊予地域も、倭王権にとって要衝である。「伊予国風土記」逸文（『釈日本紀』巻十四）では、歴代の天皇や王族が伊予の道後温泉を訪れる記事や、『日本書紀』斉明七年（六六二）正月条では、天皇ら一行の船が「伊予熟田津石湯行宮」に泊った記事がみえることから、倭王権にとって伊予が重要な地域であることは確実である。

本稿では、一般的に、伊予地域の国造とされる風速国造についての基礎的な考察をしていきたい。

一 伊予の国造と研究史整理

伊予地域と倭王権の関係をみれば、瀬戸内海交通を掌握していた紀伊の拠点および、紀伊と連合関係を有していた葛城の勢力も伊予にみられる（四にて後述）ことから、五世紀段階にはすでに倭王権の瀬戸内海交通の要所であったといえよう。六世

【表①】「国造本紀」にみえる伊予地域の国造（筆者作成）

国造名	本文	他史料	『和名抄』郡名	評
伊余国造	志賀高穴穂朝御世。印幡国造同祖敷桁波命兎速後上命定賜国造 ^① 。	『古事記』神武段)	伊予郡	
久味国造	輕嶋豊明朝。神魂尊十三世孫伊与主命定賜国造 ^② 。		久米郡	久米評（須惠器銘・銘瓦）
小市国造	輕嶋豊明朝御世。物部連同祖大新川命孫子到命定賜国造 ^③ 。		越智郡	越智評（『日本靈異記』上卷第十七縁）
怒麻国造	神功皇后御代。阿岐国造同祖飽速玉命三世孫若弥尾命定賜国造 ^④ 。		野間郡	馬評（須惠器銘）
風速国造	輕嶋豊明朝。物部連祖伊香色男命四世孫阿佐利命定賜国造 ^⑤ 。		風早郡	

紀段階の制度である国造制に鑑みれば、『先代旧事本紀』巻十「国造本紀」（以下「国造本紀」）には、伊予地域に五つの国造——伊余国造・久味国造・小市国造・怒麻国造・風速国造——が記される【表①】。これらの五つの国造の名は、それぞれ律令制下における伊予国の郡名と共通するが、いずれも伊予沿岸部に集中する。国造制が国家形成期における倭王権の地域政策の要であること^⑥をふまえるならば、伊予沿岸部に国造が密に分布する

事象は、同地域が国家形成期の倭王権にとって、非常に重要であつた証左ともいえよう。ただし、伊予の五つの国造については、伊余国造以外は「国造本紀」にのみ記載されている国造であり、六国史などの他の史料にみえない。「国造本紀」は平安期に編纂された『先代旧辞本紀』所載の史料であり、記載されている内容に関しては、信憑性の問題があるため、慎重に検証する必要がある。

「国造本紀」に記載されている国造については、継体二十一年から翌二十二年（五二七—五二八）における磐井乱を契機として設定されたもので、実在すると指摘する吉田晶氏の研究^⑦があり、現在まで通説となつている。伊予の五つの国造について、松原弘宣氏は、古墳などの地理的側面から、伊予地域に五つの国造が実在していたものとし、吉田氏の論を肯定的に継承する。そして、伊予地域における五つの国造が設置されたのち、さらに後次的な国造として、凡直国造が編成され、瀬戸内海をより広域に支配することが可能となつたとする八木充氏の研究^⑧が挙げられる。

凡直国造制については、八木氏は個別の国造を統括するような二次的な国造であることを指摘する一方、松原氏は個別の国造がない地域に設定された国造であると位置づける。また、近年の鈴木正信氏の研究^⑨では、凡人、凡人部を地方伴造として各地で管轄したのが凡直氏であり、その一部が国造に任命され

たものによらず、国造制の再編・強化とはいえないことを指摘するなど、いまだ凡直国造制については不明瞭である。

以上の状況をふまえても、国家形成期における瀬戸内海沿岸地域の動態を考えるにあたって、今一度、伊予地域に存在したとされる個別の国造についての検討が必要であるが、個別の国造についての専論は、小市国造¹¹、久味国造¹²、野間国造の研究はあるものの、風速国造の専論は、管見の限り存在しない。特に伊予に関しては、松原氏が伊予の五つの国造を实在視する根拠のひとつに、それぞれの国造がおかれた地域における評制の施行を挙げるが、風速国造に関しては評制が明らかではないという課題がある。

伊予における個別の国造の研究のうち、注目すべきは、風早郡と同じく高縄半島に存在し、「国造本紀」において、風速国造と同じく物部氏と同祖関係にある小市国造についての先行研究である。小市国造について、松原氏は、古墳分布および、立評が明らかことから、小市国造が实在していたと考察し、白石成二氏¹³も基本的に松原氏の見解に依拠する。そのうえで越智の集団が古く国造制に遡る根拠として、白石氏が重要視するものが、海部の存在である。

蘭田香融氏¹⁴によれば、諸国の海部は、国造の領民を割いて設定された貢上部民であり、各地の海部集団ごとに、土着の統率者がおかれ、平素は漁業をいとなみ、海産食品を主体とする貢

租を負担する。

白石氏は、木簡にみえる伊予国神野郡の「海乎知人」¹⁵の存在や、宇和郡における「乎知部」¹⁶から、越智の勢力が古く部民制に遡るとし、越智部の分布が郡域を超えた飛び地的にみられる事象から、越智の勢力が海の道を制した地域の支配者であったことを指摘する。越智氏は、海部との同族関係を背景に、海上交通を掌握し、四国北岸航路の「海の道」を確保した特殊な豪族であったと位置づける。白石氏の見解はたいへん興味深いものの、「海乎知人」の存在から、越智の集団が海の道を制した地域支配者であったかどうかは、検討を要する。たとえば地理的側面から考えると、越智郡に隣接する来島海峡は、十ノットにおよぶ潮流で、現在にいたるまで難所であるが、越智郡のみならず高縄半島周辺の海域は、瀬戸内海上で最も島が密集するため、潮流が複雑であり、航海には専門の技術が必要とされる。松原氏は、大化前代の当地域が瀬戸内海の東西交通と南北交通の要衝地であったとし、『釈日本紀』巻六にみえる伊予国の御嶋伝承¹⁷を例に瀬戸内海南北交通に言及する。

律令制下に国府がおかれる越智郡の重要性は勿論であり、史料上、越智郡の特殊性が際立つ一方で、高縄半島周辺に存在する他の集団も、越智と同様に瀬戸内海を重要視していた可能性は充分に考えられる。たとえば、越智郡における海部の存在は、白石氏の指摘通りであるが、伊予における海部の存在は、越智

郡に限定されない。

古代における海部の分布に関しては、松原氏の研究に詳しいが、伊予国においては、和氣郡海部里⁽²¹⁾、伊予郡川村郷海部里⁽²²⁾、伊予郡石井郷海部里⁽²³⁾の地名から、海部の存在が確認できる。風早郡には海部が地名としては直接みえないものの、以下にみえる史料から、海部の存在を推察できる。

【史料①】『平城宮木簡』一 一一三頁下段（三六一）

SK八二〇 一六一mm × 二〇mm × 四mm 〇三一型

「伊予国風早郡中男作物旧鯖貳伯隻載籠」

当木簡は、伊予国風早郡の中男作物の鯖の塩漬け二百尾を載せた籠につけられた荷札木簡である。木簡の年紀としては土壠SK八二〇の年代より天平末年頃とされる⁽²⁴⁾。中男作物は、養老元年に新たに設けられた租税であるが、贅との関係が深い。直木孝次郎氏は、大化前代の海・水産物を贅として貢上する慣行が、中男作物へと移行したものとし、今津勝紀氏は、飛鳥浄御原令制下の大贅が養老年間に創出された中男作物の制度と結びついたものとし、中男作物は大宝令以前の大贅の慣行を継承しているものであると指摘する。贅を貢納していた主体として、海部（＊海人とも表記。）の存在が考えられるが、海部は、製塩や、漁業を生業としていた集団である。

製塩に関しては、伊予における明確な製塩跡の遺跡は、越智郡にしか確認できてはいないものの、風早郡に関しては製塩土器の出土や、馬匹生産が行われていたことがわかることから⁽²⁵⁾、製塩との関係が推察される。一般的に、馬匹生産には、塩が大量に必要とされていたので、風早郡地域において塩の消費がこなわれていたのは確実である。

また風早郡に隣接し、風早郡と同様に安芸灘に面する和氣郡には、海部里が存在したことが木簡から明確であり、さらに、海部里からは調塩を貢進していることから、和氣郡においては製塩がおこなわれていたと考えてよいだろう。

以上のことから、風早郡を含む地域においても、高縄半島西部に位置する風早郡や隣接する和氣郡地域における海部の活動がみられ、安芸灘に面した風早郡地域にも海部が存在していた可能性は高い。よって、白石氏の指摘される越智の集団の特殊性は、事実とは異なると考えられ、伊予の地域社会を検討するためにも、同じく高縄半島に存在した勢力であり、風早郡の地域の勢力に関する個別の考察が不可欠である。

二 風早評について

風速国造の実在性について検討するうえで、「風早」は一般的には伊予国風早郡の地名を連想するが、実際に「風早」が伊

予の地名として捉えてよいのか、検証していく。よみかたとしては、『和名抄』流布本に「加佐波夜」とある。史料の中では、「風早」「風速」「風隼」とみえる。漢字の表記による違いはないが、本稿においては、史料用語はそのままの表記で、史料用語でない場合は、便宜上「風早」の表記であらわす。古代の史料にみえる「風早」を冠する地名、人名の分布は【表②】のとおりである。

【表②】をみると、「風早」が存在する地域は、律令制下における伊予国風早郡に關係するものが圧倒的に多いのが特徴といえよう。よって、伊予国風早の地域を表す固有名詞として捉えてよいと考える。

高縄半島の西側の風早郡は、瀬戸内海（安芸灘）と面し、律令制下において五郷を有し、下郡に分類される。安芸灘は、東部に備後灘、燧灘、南部に伊予灘が存在する海域であり、安芸灘と伊予灘の境界になる瀬戸内海上の忽那島は、中世の瀬戸内海で活動した海上勢力、忽那氏の拠点である。『日本三代実録』貞観十八年（八七六）十月十三日丙辰条に「伊予国言。管風早郡忽那嶋馬牛……と記されていることから、忽那島付近の海域は、風早郡の管轄であることが明らかである。風早郡が面す安芸灘は、潮流が卓越する海域に特徴的に発生する海釜の数³⁰が、瀬戸内海でもっとも多く、潮流の複雑さが顕著な地域である。安芸灘の潮流は、灘の南部の広い海域で最大流速は二ノツ

ト前後であるが、忽那島を中心とした諸島周辺の水道では、六ノツトにも及ぶ潮流で、伊予灘から安芸湾、安芸灘間を、南西から北東に往復する。

忽那島の初見は天平一九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』で、法隆寺の莊園が伊予国に一四カ所ある中に、忽那島に一カ所あったことが記されることから、古くから重要な地域であつたことがわかる。なお、史料中には忽那島を「骨奈嶋」と記される。

「風早」の初見として、明確に史料上に表記されるのが、『日本書紀』持統十年（六九六）四月戊戌条であり、ここでは、地名として「風速郡」とみえる。

【史料②】『日本書紀』持統十年（六九六）夏四月戊戌条
戊戌、以「追大式」、授伊予国風速郡物部葉、与「肥後国皮石郡壬生諸石」。并賜「人絶四匹・糸十絢・布廿端・欵廿口・稻一千束・水田四町」。復「戸調役」。以慰「久苦」唐地。

白村江戦いに敗れて唐の捕虜となつた伊予国風速郡の物部葉と、肥後国皮石郡の壬生諸石に対し、長きにわたる唐での抑留生活を慰労した記事である。持統十年（六九六）は評制段階であることから、【史料②】にみえる風速郡の表記は『日本書紀』の潤色であることに異論はない。しかし問題となるのは、潤色

【表②】「風早」分布（筆者作成）

時系列	西暦	地域（国・郡）	区分	史料上の表記	位階・官職など	出典	史料番号
		伊予・風早	人名	風速国造		『国造本紀』	
評制期		伊予・風早	郡名	風早評		『木簡研究』35-24上段	【史料③】
持統10年4月戊戌	696	伊予・風早	郡名	風速郡		『日本書紀』	【史料②】
天平8年	736	安芸・賀茂	地名	風早浦		『万葉集』巻15	【史料⑦】
天平19年	747	伊予・風早	郡名	風速郡		『大日本古文書』2-619	
天平勝宝2年8月19日	750	不明	人名	風速直乙虫	従八位上	『大日本古文書』11-366	
天平勝宝4年10月25日	752	伊予・風早	郡名	風早郡		『大日本古文書』3-588	
天平勝宝？年4月27日		不明	人名	風速小月	衛士？	『平城宮』7-11507	
天平宝字2年11月3日	758	不明	人名	風速清成		『大日本古文書』14-233	
天平宝字8年3月30日	764	不明	人名	風速忍上		『大日本古文書』5-470	
詳細年月日不明 奈良時代半ば		伊予・風早	郡名	風速郡高田		『平城宮発掘調査出土木簡概報』12-10下(53)	
詳細年月日不明 奈良時代半ば		伊予・風早	郡名	風早郡		『平城宮木簡』1-361	【史料①】
詳細年月日不明 奈良時代半ば		不明	人名	風早吉人		『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』(40)	
弘仁6年	815	不明	人名	風早		『新撰姓氏録』不載姓として記載	
天長7年6月乙丑	830	伊予・風早	人名	風早直益吉女	節婦 「叙二位二階」	『類聚国史』	【史料④】
天長10年10月辛卯	833	安芸・賀茂	人名	風早富磨	不明 「叙三階」	『続日本後紀』	【史料⑥】
承和元年正月戊午	834	伊予・風早	人名	風早直豊宗	外従五位下	『続日本後紀』	
承和6年11月癸未	839	伊予・風早	人名	風早直豊宗	外従五位下	『続日本後紀』	【史料⑤】
天安2年8月戊戌	858	伊予・風早	郡名	風早郡		『文徳実録』	【史料⑧】
貞観2年10月3日	860	伊予・風早	郡名	風速郡		『日本三代実録』	
貞観16年（*史料作成年代）	874	伊予・風早	郡名/人名	風早縣（郡） ／風早氏		「延暦寺故内供奉和上行条」 『続群書類従』第八輯下伝部	【史料⑨】
貞観18年10月13日	876	伊予・風早	郡名	風速郡		『日本三代実録』	
承平年間		伊予・風早	郡名	風速郡		『和名類聚抄』	
承平年間		安芸・高田	郷名	風速郷		『和名類聚抄』	
承平年間		沓岐・沓岐	郷名	風早郷		『和名類聚抄』	
寛弘元年	1004	讃岐・大内郡	人名	風隼吹田女	中女	『平安遺文』2-579	

の程度である。単に風速評とかくべき箇所を風速郡と表記しただけなのか、もしくは史料①の内容そのものが『日本書紀』述作者による潤色で、持統十年段階には風速評も存在していないのか、いずれかの可能性を考慮すべきであろう。

松原氏は、前者の立場をとり、持統十年（六九六）段階に風速評が存在していたと主張する。^{③②}その根拠として、風速国造以外の伊予の五つの国造の存在する地域に、それぞれ評が存在していることが須恵器の銘文などの史料から明らかにできるため、風速評も他地域と同様であろうと指摘する。

評制の施行について、国造一族は、みずから評の官人になることによつて、国家機構を背景に支配の維持や強化を図ろうとしたとされ、^{③③}国造制と評制は、連続的なものとして理解されることが多い。松原氏も伊予における五つの国造は、そのまま評制へと移行したものとされる。一方で、他の越智評などの例と異なり、風早評に関しては、明確な史料を提示していない点が生々しいといえよう。

ここに一例、木簡に「風早評」とみえる西大寺から出土した木簡の例に着目してみたい。

【史料③】『木簡研究』三五 二四頁上段

〇九一

「□評風早評」

これは、西大寺旧境内で出土した削屑である。上部は損失しており、断片的ではあるものの、「風早評」の文字は確認できる。当遺跡群から出土した木簡の特徴として、内容的に、一つの分野・内容に収まらない様相を呈し、寺の内部より排出されたものであるのは確実であるが、具体的にどの機関・部署のものかは明確に特定することはできない。他の木簡の出土状況等から、この木簡を含め、奈良時代後半の西大寺創建時の史料群と推測されている。^{③④}

その時代の行政区域に従えば、評から郡になっているのが通常であり、本来であれば「風早郡」と表記されるべきであり、「評」として表記される理由は判然としない。一方で、西大寺旧境内出土木簡は、木簡の史料の年紀としては奈良時代後半の史料群とされているものの、出土した木簡の内容そのものに統一性はなく、「風早評」とかかれた木簡自体が明確に奈良時代後半に書かれたものであるかどうかの判断はできない。木簡全体をみても、削屑が一九八点あるものの完形品が極めて少ない傾向にあり、また二次的な加工・裁断等により、全ての個体の文字内容が把握しづらい傾向にあると指摘される。ゆえに風早評木簡にしても、同様の加工を施されたものとして考えられる。

以上のことを勘案するならば、風早評の存在そのものを否定することはできないといえよう。削屑の内容に着目すると、風早評の上部は欠損しているが、「□評」とあることから、他の

評に関しても書かれていると想定できる。ゆえに評名を列記していた習書の可能性があり、架空の評名を書いたというよりも、実在する評名を、何らかの原本などをもとにして習書したと考える方が自然ではなからうか。他にも、削屑には、「尾尾張国」⁽³⁵⁾、「是是」⁽³⁶⁾と書かれた習書のようなものを削ったものが多いことも、この推論を裏付けると考える。

何よりも重要であるのは、「風早評」が書かれている事実であり、風早が評制下から存在する地名として理解できる可能性は高いといえよう。ゆえに、持統十年(六九六)条の「風早郡」も、「郡」の文字だけの潤色と捉え、「風早」そのものの地域は、「風早評」として、風早郡の前段階の評制段階には存在した蓋然性は高い。

郡名として「風早」「風速」が使用される例は、伊予国風早郡以外には存在しないことをふまえても、この木簡にみえる「風早評」も伊予国風早郡を表すと考えられる。ちなみに、【史料②】で物部薬とともに、唐から日本に帰国した肥後国皮石郡の壬生諸石に関しても、肥後国皮石郡の郡表記は潤色であるが、「合志評」とかかれた木簡が出土しており⁽³⁷⁾、皮石郡の部分に關しても評制が施行されていたものとして理解でき、評を郡に書き換えた潤色であると考えられる。よって、【史料②】の潤色の程度は、評の字を郡表記に書き換えたもので、大枠の内容そのものは、事実を反映しているものと考えてよいだろう。

本史料からは風早評について、孝徳朝における一斉建評か段階的建評かは判別できないものの、伊予国の風早郡地域において、風早評が存在したことは認められよう。したがって、松原氏の指摘どおり、【史料②】にみえる伊予国風早郡の表記は、風早評のこととして理解でき、『日本書紀』編纂段階における本条文の潤色は、評を郡に書き換えたものと考えられる。地名としての「風早」が、評制が施行された七世紀段階にはすでに存在していたことは、以上のことから明らかである。

三 人名にみえる「風早」

つぎに人名としてみえる「風早」に着目する。居地が明白な風早氏は、四例である。そのうち一例は讃岐国大内郡入野郷寛弘元年(一〇〇四)戸籍における例、残りの三例【史料④】・【史料⑤】・【史料⑥】は『続日本後紀』および『類聚国史』にみえるものである。少ない用例ではあるが、風早氏はいずれも瀬戸内海沿岸部にしか見えず、そのうちの過半数が伊予国風早郡に近接する地域に集中しているのが特徴といえる。伊予国に近接する地域にみえるのは、『続日本後紀』にみえる伊予国の風早直豊宗と、安芸国賀茂郡風早富麿、そして『類聚国史』にみえる伊予国の風早直益吉女の三例である。史料は次の通りである。

【史料④】『続日本後紀』天長十年（八三三）冬十月辛卯条

辛卯。安芸国言。賀茂郡人風早富麿。德行懿美。孝養自厚。父母没後。口絶五味。哀慕之情無慙忘時。勅叙三階。免戸田租。（後略）

【史料⑤】『続日本後紀』承和六年（八三九）十一月癸未条

（前略）伊予国人外從五位下風早直豊宗等一煙。賜姓善友朝臣。兼除辺籍。貫附左京四条二坊。天神饒速日命之後也。

【史料⑥】『類聚国史』卷五十四人部 節婦 淳和天皇天長七年（八三〇）

六月乙丑条

七年六月乙丑。節婦伊予国人風早直益吉女叙位二階。終身免其戸田租。益吉女。夫死後攀慕不止。落飭婦真。節操難奪。所以叙之位階。用旌貞潔也。

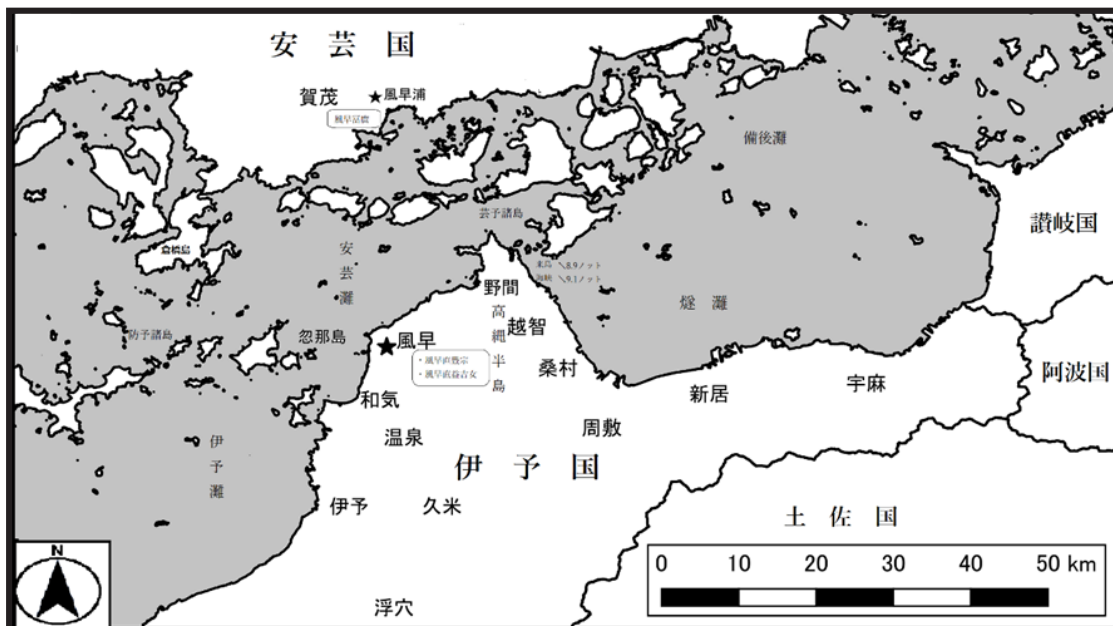
【史料④】【史料⑥】は褒章記事、【史料⑤】は改姓記事であり、いずれも天長から承和年間の九世紀代の史料にみられる。この時代に風早氏の史料が集中するのは、氏族の改姓が盛んになる時代背景や『続日本後紀』の史料としての性格が理由として挙げられる。『続日本後紀』はそれまでの六国史と比べ、事実そ

のものの興味や多彩な人物像の評価が進んでいるため、必然的に地方出身の氏族にも焦点を当てた記事が多くなると考えられよう。すなわち、天長年間から承和年間にかけて、風早氏にのみ特別な事情があるわけではないことを、あらかじめ確認しておく。

まず【史料④】にみえる「風早富麿」は、史料中に「賀茂郡人風早富麿」とあることから、安芸国賀茂郡の出身であることがわかる。三階叙され、戸の田租を免除された旨が記される。次に【史料⑤】にみえる「風早直豊宗」は、伊予国の人で、外從五位下を持つ。彼とその一煙に、善友朝臣を賜い、左京四条二坊に貫附する旨が記される。また、天神饒速日の後裔であることが記され、物部氏と同祖の氏族であることが認識されていたといえる。次に【史料⑥】であるが、これは節婦である伊予国人、風早直益吉女を褒章した記事であり、二階叙され、戸の田租を終身免除される旨が記される。

さて、【史料④】【史料⑤】【史料⑥】でみえる地域として、安芸国賀茂郡と伊予国が挙げられる。この両地域を地図上から確認してみると、ともに瀬戸内海の西端に位置し、瀬戸内海を隔てた北岸には安芸国賀茂郡、そして南岸には伊予国風早郡を含む沿岸地域が存在することがわかる【地図①】。

安芸国賀茂郡および、風早郡を挟む安芸灘周辺の海域は、瀬戸内海で最も島が密集している。第一節で論じた忽那島を含む



【地図①】伊予国風早郡沿岸地域図

*国土地理院白地図をもとに、筆者作成。なお、地図上のゴシック地名は主に郡名を表す（例外：風早浦・倉橋島・忽那島）。海域区分や諸情報については、『瀬戸内海の気象と海象』海洋気象学会 2013 年を参照した。

諸島も、風早郡と安芸国に挟まれた瀬戸内海上に存在する。北岸と南岸は、距離的には近接しているが、島が密集していることから、潮流が複雑となるため、安全に航海をおこなうには、独自の技術が必要となる。一方で、中世段階における伊予衆の北上や、弥生時代や古墳時代における芸予諸島周辺地域（瀬戸内海北岸―芸予諸島―瀬戸内海南岸）に特徴的な土器の分布をふまえると、潮流や地形を知悉する地域勢力の間では、瀬戸内海を隔てた伊予と安芸の往来は、日常的に行われていたことが確認できる。

「風早」の分布に話を戻すと、北岸の安芸には、天平八年（七三六）の遣新羅使が停泊した風早浦が存在し、『万葉集』に記される。^④

【史料⑦】『万葉集』巻一五 天平八年の遣新羅使が風早浦に停泊した際の歌
わが故に 妹嘆くらし 風速の 浦の沖辺に 霧たなびけり

この歌に関して、編者である大伴家持が「風早」という地名に興味を覚えて添加したものであるが、風早に船舶まりしたところまでもが脚色ではない、と伊藤博氏は指摘する。^④ 風早浦は奈良時代より瀬戸内海航路の船舶の停泊地であり、律令制では賀茂郡に比定される。^④ 角川地名大系によれば、【史料④】にみえる風早富麿の出身である安芸国賀茂郡と、『万葉集』にみえる

風早浦は、近接する場所とされる。安芸国賀茂郡の沿岸地域に「風早」の勢力が存在し、海上交通の要衝として、八世紀代には安芸の沿岸部に風早浦が存在していたといえよう。瀬戸内海を航海する際、停泊する場所としては、風待ち、潮待ちなどの条件が整った場所が選ばれるが、風早浦も同様の機能を有した停泊場所として認識されていたのだろう。

ここまでで、瀬戸内海を隔てて、隣接する地域である安芸国と伊予国に「風早」の勢力が存在していたことが明らかとなったが、両地域の風早集団は、どのような関係性であったのだろうか。結論を先に述べると、伊予を本拠地とした風早集団が、安芸にまで進出していたと考える。

伊予国人である風早直豊宗【史料⑤】は、地方氏族にしては高い位階である五位を持ち、さらに国造の末裔氏族に多い直姓を持つ。同じく伊予国の風早直益吉女【史料⑥】も、直姓を持つ。また、風早直益吉女は、節婦であることが重要である。今津勝紀氏によれば、節婦となるのは、夫が大領や少領級の地域の有力者であることが多い。⁴⁴⁾一方で、安芸国賀茂郡の風早富磨【史料④】は、同じく風早氏でも直姓を有していない。前述した瀬戸内海上の忽那島が、南岸の伊予国側の管轄下であったこともふまえると、やはり伊予に風早氏の本拠地があり、瀬戸内海を隔てた北岸の安芸国沿岸地域を含む海域一帯を支配領域として有していたものとみるのが自然であろう。以上、「風早」の痕

跡をたどると、北岸の安芸国風早浦から、瀬戸内海上の忽那島、そして南岸の伊予国風早郡というルートがみえる。直線距離では約四十キロメートルの海域であるが、伊予国風早郡忽那島周辺の潮流が、南西から北東方向に往復することをふまえても、この海域に熟知していた地域の勢力（たとえば海人集団）であれば、南北の往来は日常的に行うことができたと考ええる。すなわち、先述したような、風早の地域勢力は、海部を従えて南岸北岸を往来できたのであろう。

安芸・伊予の、瀬戸内海を隔てた南北に隣接した地域以外に、讃岐において、一例のみ風早氏が確認できる。讃岐国大内郡入野郷寛弘元年（一〇〇四）戸籍において、凡乙永の戸に、風早吹田女（中女、年三十歳）がみられる。⁴⁵⁾この戸には、他に讃岐、若江、額田部、財部、物部、阿蘇などが存在するが、風早に関しては風早吹田女の一例のみである。

三好啓介氏によれば、讃岐国大内郡は、東讃地域であり、阿波との関係も深い瀬戸内海交通の要衝とされる。⁴⁶⁾大内郡入野郷は、伊予とは隣接していない地域であり、対岸には備前国児島がみえる。同じ戸には、若江、阿蘇などが存在し、讃岐および讃岐の近隣の地域氏族ではない勢力の分布がみられる現象もふまえると、瀬戸内海沿岸地域や九州地域の各地域の勢力が集結した結節点のような役割を果たした地域と考えられよう。讃岐国大内郡における風早分布は、寛弘年間におけるこの一例のみ

であり、女性一人のみしかみえないことをふまえても、風早の拠点が明確に讃岐に存在したとは現段階ではみなしがたい。風早の勢力の支配領域というよりは、倭王権の政治上の拠点および、物資の集積地などとして機能した地域として、風早も配置された可能性があるだろう。ひとまず、讃岐地域との往来はあったものの、風早の支配領域として存在した地域ではないことを確認しておく。

表のとおり分布が非常に限定されていることから、「風早」なる名称は、単に風が速いことを表した一般名詞ではなく、固有名詞として、地名および人名に使用されていることは明らかである。そして伊予国風早郡と隣接地域に集中して分布している事象から、風早氏は伊予を広範に支配するような大勢力ではなく、風早郡とその周辺を支配領域とした中規模の勢力であるとも問題ないだろう。

そのほか、人名としてみられる風早氏の例が数例ある。天平勝宝二年（七五〇）八月十九日に、造東大寺司人として「風早直乙虫」⁽⁴⁷⁾、また、衛門府から鴨の進上に伴う付札状の進上状木簡に「風速小月」⁽⁴⁸⁾なる人物がみえる。断片的に「風速清成」⁽⁴⁹⁾なる人物も正倉院文書からみえる。彼らは、いずれも出身地は不明であるが、八世紀段階において、風早氏というものが存在しているということは、彼らの存在より明確である。

ここまで、地名としての「風早」と、人名にみえる「風早」

の事例を、風早の分布に基づき考察してきた。風早評の存在と、伊予国における風早氏の存在から、地名としては、七世紀段階にまで風早が遡れること、人名としては、居地または本貫地が明確なものに関しては九世紀以降にはなるが、伊予国風早郡の近接地域に風早氏が存在していたことなどが明らかになった。風早氏は伊予国風早郡を中心に、安芸国沿岸部まで支配領域をもつ当該地域の勢力であると考えられ、伊予の風早氏に関しては、直姓を有し、節婦として表彰されている事情を鑑みても、郡領級の有力勢力であり、国造の末裔氏族である可能性は高いといえる。最後に、伊予における風早氏が大化前代の国造制にまで遡れるのか、検討していきたい。

四 大化前代の「風早」の勢力

大化前代の風早の勢力について考察するうえで、伊予国風早郡を本貫地とする光定にまつわる説話に着目したい。光定は伝灯大法師となった延暦寺僧であり、詳細は『日本文徳実録』および、「延暦寺故内供奉和上行状」に記されている。

【史料⑧】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）八月戊戌条

戊戌。内供奉十禅師伝灯大法師位光定卒。光定。俗姓贇氏。伊予国風早郡人也。及至弱冠。遭父母喪。服闋離俗。隱居

山林。…（後略）

【史料⑨】「延暦寺故内供奉和上行状」（『続群書類従』第八輯下伝部より）

延暦寺故内供奉和上行状

門人伝灯大法師位円豊等録上

和上。法名光定。俗姓贇氏。予州風早県人也。其先武内宿祢六男葛木襲津彦之後焉。母風早氏。夢腹中生白蓮華。仍覺体重。比及廿歳。母告示兒。先瑞如此。汝必出家歟。才登弱冠。遭父母喪。服訖離俗。經住山林。修習齋戒。爰僧勤覺固勸入都。…（後略）

【史料⑧】は『日本文徳天皇実録』に記される光定の卒伝である。【史料⑨】「延暦寺故内供奉和上行状」は延暦寺別当和尚別当大師光定の伝記である。『群書類題』によれば、成立は貞観十六年（八七四）五月五日、著者は光定の弟子の円豊らとされ、光定の行状を宝龜十年（七七九）の出生の奇瑞とその系譜から始めて天安二年（八五八）に没するまで、年代を追って記述し、最後に讃をもって終わっている。

史料から読み取れる光定について、【史料⑧】【史料⑨」と共通して、光定の俗姓が贇氏であることが明記される。これは両史料から読み取れることであるため、問題ないだろう。さらに居地であるが、【史料⑨】の「予州風早県人」にみえる県は、

郡の意味として捉えることができるので、【史料⑧】と同じく、伊予国風早郡であることが共通して記され、これも異論はなからう。問題となるのは、光定の母方の氏族についてである。【史料⑧】にのみ、「母風早氏」と記されるが、【史料⑧】には母親のことに關しての記載はない。

【史料⑨】「延暦寺故内供奉和上行状」は、【史料⑧】『日本文徳天皇実録』よりも成立が若干早いことに加え、光定の没後十五年ほどの、比較的時間をおかずに書かれている伝記である。そうであれば、史料の性格上、母方氏族について潤色されているとは考えにくく、内容の細部の信憑性にこだわらずとも、「延暦寺故内供奉和上行状」に書かれている光定の出自に關しては、信用できると考える。

さて、この史料で注目したいのは、【史料⑨】にみえる「俗姓贇氏。予州風早県人也。其先武内宿祢六男葛木襲津彦之後焉。母風早氏。」の部分である。先述したように、俗姓は贇氏であるが、その祖は武内宿祢六男葛木襲津彦であると記されている。そして、そのあとに、母は風早氏と明確に記されている。

光定は宝龜十年（七七九）生まれとあるので、彼の母方氏族である風早氏は、奈良時代から伊予国に存在していたことは明確である。前述したように、天長七年（八三〇）に節婦として表彰されている風早直が伊予には存在したが、それよりも遡って奈良時代にも存在していたことが確認できる。

一方、光定の父方の氏族である贄氏は、用例が非常に少なく、不明瞭な点が多い。天平八年（七三六）の正税出挙帳に、「郡司少領従八位上贄首石前」とあり、宇和郡の少領として指摘されるが、⁵¹郡名部分が欠損した断簡であるため、確実に宇和郡の少領であるかは不明である。しかしながら、贄を貢進する集団が、令制より前の段階から、伊予に存在し、王権と結びついてきたということは明らかである。風早郡に關しても贄を貢納する集団が令制を遡って存在していたことは、すでに述べたように【史料①】からも確認できる。

この中男作物は、大化前代の贄の貢上との関係が深い。おそらく、光定の俗姓である贄氏は、令制前段階より贄を貢進していた集団であり、王権と深く結びついていたと考える。

再び【史料⑨】に戻り、葛城との系譜を記す「其先武内宿祢六男葛木襲津彦之後焉。母風早氏。」の部分の検討をしたい。光定の父方氏族である贄氏は葛城襲津彦の系譜をついでおり、風早氏と婚姻関係を結んでいることがわかる。葛城は、五世紀代に、吉備や紀伊と連合関係を結び、倭王権を構成していた大勢力である。⁵²列島全域に広汎に拠点を有していたものの、雄略朝に弾圧されることにより、葛城によって収斂していた機構も、一度分裂したものと理解できる。それゆえに贄氏の伝承として、葛城の系譜として残されている部分に關しては、葛城が勢力を失墜させる以前の段階、すなわち五世紀末段階には作成された

ものとみなしてよいだろう。つまり、贄氏が、葛城襲津彦後裔の系譜を持つことは、葛城が衰退する五世紀後半以前に伊予に進出した葛城集団と同族関係を結んだ可能性が高いことを表す。

さて、葛城の勢力は全国的に広範に広がっていたが、伊予における葛城の痕跡は、以下のように確認できる。風早郡地域には、直接、葛城の痕跡は見いだせないものの、隣郡の越智郡に「葛木部龍」という石井郷の戸主として天平十八年（七四六）九月に調絶を貢進している人物の存在、葛城の鴨に由来すると考えられる鴨部郷の存在、さらに桑村郡に鴨部首、温泉郡に鴨部、⁵³和気郡に日下部、⁵⁴以上から伊予沿岸部の広域にかけて、葛城勢力が進出していることがわかる。特に、「葛木部」として存在していることから、葛城の勢力が減じるよりも前の段階に、伊予に葛城がすでに進出しており、六世紀段階における部民制導入とともに、葛木部として再編されたと理解できる。

五世紀後半、雄略によって誅滅される以前の葛城集団は、たんに倭王権を構成する有力勢力であっただけではなく、海人集団を通じて吉備・紀伊の勢力と連合し、自らも王族であることを主張し得る勢力を保っていた。⁵⁵おそらく、瀬戸内海交通の拠点を形成するため、難所である伊予沿岸部に五世紀段階には、葛城の勢力は進出していたのであろう。このことは、葛城が連合関係をもっていた紀伊の勢力が越智郡や野間郡などに分布していることから裏付けることができる。⁵⁶紀伊の勢力は瀬戸内

海的重要航路の要地を占拠していることから、伊予沿岸部は瀬戸内海交通の要地であり、五世紀以来、倭王権が進出した地域であったとする岸氏の指摘は、妥当であると考ええる。葛城の勢力が、伊予地域に進出していることをふまえるならば、贄氏の前身集団が葛城と同祖関係をもつというのも、事実を反映しているとみて間違いまいであろう。

話を光定の史料に戻すが、彼は出自に「俗姓贄氏」「母風早氏」とあることから、五世紀段階に葛城と同祖関係を有していた贄氏の前身集団が、風早氏と八世紀段階には婚姻関係にあったことがわかる。その贄氏と婚姻関係を結んだ風早氏は、地域の有力勢力として、六世紀段階には風速国造の任にあったということを表しているのではなかろうか。前述したように、伊予における「風早」の勢力は、風早直豊宗などのように国造の末裔氏族に多い直姓を有していること、さらに木簡からみえる風早評の存在や、本節で扱った贄との関係性、これらを総合的に捉えると、「風早」とよばれる地域が律令制以前より、倭王権と密接に結びついた地域であることは明確である。

贄が各地域社会の首長によって貢納されたことを考えると、贄氏の前身集団は五世紀段階より「風早」の有力な地域勢力、すなわち風速国造の前身集団のもとにいたものと理解できよう。「風早」の地域勢力は五世紀段階より存在し、倭王権に贄を貢納するなどの王権と結びつきがあった勢力である。贄となる海

産物を実際に捕るのは海人であることから、贄氏は「風早」地域の海人ではないかと考えられるが、類例が少ないため、ここでは断言できない。ひとまず、五世紀段階には、風速国造の前身集団は当地域の海人（海部）を従えて、贄を貢納していた勢力であり、葛城を含む倭王権と深く結びついた勢力であったと考えられる。光定の出自にみえる葛城系譜と贄氏、風早氏の関係性は、大化前代の「風早」の地域社会の実態が反映されているのである。

以上より、断片的なこれらの史料を総合的に検討すると、大化前代に伊予に風速国造が存在していたと考えて矛盾はなからう。「風早」の勢力は、海人（海部）を従えて瀬戸内海を南北に行き来できる地域社会の有力な勢力であり、葛城が減じた後の六世紀段階に、風速国造として王権に国造に任ぜられたのであろう。

おわりに

以上、「国造本紀」に記載される風速国造について、「風早」の名を冠する関連史料をもとに検討した。本稿を改めて整理すると、以下のようになる。

①風早郡の前身となる風早評が、伊予国風早郡地域に存在して

いた。『日本書紀』にみえる持統十年（六九六）「風速郡」の表記は、「風早評」の潤色である。

②風早氏の分布は伊予と安芸に集中する。伊予の風早氏は直姓を有することから、国造の後裔氏族と考えられる。風速国造の勢力は、伊予国風早郡を本拠地にし、瀬戸内海を隔てた北岸の安芸国沿岸部まで支配領域を有し、両地域を隔てる瀬戸内海（安芸灘）の南北交通を掌握していた。

③風速国造の前身集団は大化前代より伊予に存在していた中小規模の勢力であり、倭王権に重要視されていたことが、葛城系譜をもつ贄氏との婚姻関係よりわかる。「風早」の勢力は当地域の海人（海部）を従えており、六世紀段階に国造として、倭王権の地域支配の政策の中に組み込まれた。

以上の考察により、「国造本紀」に記される風速国造は、大化前代に伊予地域に実在していた国造であることは確実といえよう。「風早」の分布および伊予と対岸の安芸における拠点形成を鑑みると、風速国造は安芸灘周辺地域を支配し、瀬戸内海の南北交通を掌握していた勢力であったと考える。より踏み込んでいうならば、風速国造は、六ノットにも及ぶ忽那島周辺の潮流を航海する技術をもつ、当海域の水先案内人としての性格を有していたのであろう。

瀬戸内海の南北間の関係性については、松原氏の言及のみな

らず、⁽⁶¹⁾『播磨国風土記』における揖保郡の「讃岐国宇達郡の飯盛大刀自」伝承や、託賀郡の「讃岐日子神」の到来伝承にみえる、播磨と讃岐の南北交通の様相が確認できる。さらに「国造本紀」では、阿岐国造⁽⁶²⁾と怒麻国造⁽⁶³⁾が同祖系譜であることが記され、安芸と伊予の南北間のつながりが密接であることも史料上確認できる。風速国造の例は、これらの伝承の世界などで描かれる瀬戸内海の南北間交通が、実態として国家形成期に存在していたことを、文献史学から導きだせる好例になるのではなからうか。

また、同じく伊予の国造とされ、高縄半島の東部に存在した越智の勢力に関しては、「海の道を掌握していた豪族」と、白石氏によつて表現されているが、⁽⁶⁴⁾越智だけでなく高縄半島西部における「風早」の勢力も、越智の勢力と同様、海部を従え、瀬戸内海を南北に往来することが可能であった地域の有力な勢力であったと考えられる。大化前代の伊予の地域社会においては越智の勢力のみに、倭王権から特権を与えられたとはいえないだろう。他の地域勢力についての検討を踏まえたうえで、総合的な判断が求められるものの、風速国造と同様の性格を有していた地域勢力が、瀬戸内海沿岸地域には多く存在していたのではなからうか。すなわち、国家形成期の瀬戸内海沿岸地域社会では、律令制下の国郡に限定されない瀬戸内海を生活領域とした支配と再編が展開したのではないかと考えるが、今後の課

題としたい。

国家形成期の瀬戸内海は、海上交通の大動脈であるため、倭王権による進出と再編を繰り返し、専制支配が可能になる。五世紀段階における伊予沿岸地域にも葛城の勢力が進出し、拠点形成を進めていくが、五世紀末に弾圧されたことにより、葛城に収斂されていた機構は一度分裂する。そして、風早の勢力や越智の勢力などを国造に組み込んだ主体に関しては、ともに「国造本紀」に同祖関係が記載される物部氏であり、瀬戸内海沿岸地域支配の再編も六世紀段階の物部氏が主導となっておこなわれたと考える。六世紀段階にわざわざ、その名を冠して国造として任命するということは、彼らの有した南岸北岸に及ぶ海域の支配権を包括する目的が、倭王権側にあったということの意味するのであろう。

もちろん、律令制に比べれば、不完全で未熟な形であるが、国造制は、地域社会の勢力がすでに有していた交通圏、支配圏を、専制的に抑え込んでいくというものであり、倭王権による領域支配というものの黎明期として位置付けることができるのではなかろうか。すなわち、風速国造の実在は、倭王権の瀬戸内海の支配のありかたが、五世紀段階とは異なる形で、より専制的におこなわれていたということを示すと考えるが、別稿にて論じたい。本考察が、従来二次的な国造制として捉えられてきた凡直国造制や、大化前代の瀬戸内海の地域社会論を展望で

きる一助となれば幸いである。

註

(1) 岸俊男「紀氏に関する一試考」(同『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。柴原永遠男『紀伊古代史研究』(思文閣出版、二〇〇四年)。園田香融「古代海上交通と紀伊の水軍」『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二、初出一九七〇年。五世紀代の倭王権の中枢を担っていた紀伊の集団は、南海道諸国に同族を配置し、拠点形成をし、瀬戸内海の南海道航路を掌握していたとする研究。また、紀氏と同じく、五世紀代に力を持っていた古備の勢力が、中国側航路を掌握していたものと指摘される。

(2) 瀬戸内海の特徴については、『瀬戸内海の気象と海象』(海洋気象学会、二〇一三年)を参照。文献史学では松原弘宣の研究に詳しい。代表的なものとして、松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇〇四年)。また考古学では、柴田昌児「中・四国西部地域」(甲元眞之・寺沢薫編『講座日本の考古学5 弥生時代上』青木書店、二〇一一年)など。

(3) 柴田昌児「西部瀬戸内と芸予諸島周辺域における海人集団の動態」『古墳時代の海人集団を再検討する——「海の生産用具」から20年——』第五六回埋蔵文化財研究集会発表論旨集一三七頁—一五四頁、二〇〇七年。

(4) 岸俊男前掲論文「紀氏に関する一試考」。

(5) 古市晃「国家形成期の王権と地域社会——瀬戸内沿岸・北部九州を中心に——」(同『国家形成期の王宮と地域社会』塙書房、二〇一九年、初出二〇一五年)。

(6) 狩野久「部民制——名代・子代を中心として——」(同『日本古代の

- 国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七〇年。
- (7) 吉田晶「国造本紀における国造名」(同『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年)。
- (8) 松原弘宣「伊予の国の地方豪族」(同『古代の地方豪族』吉川弘文館、一九八八年)。
- (9) 八木充「凡直国造と屯倉」(同編『古代の地方史2 山陰・山陽・南海道編』朝倉書房、一九七七年)。
- (10) 鈴木正信「凡直氏と国造制——「凡直国造制」の再検討——」(同『日本古代の国造と地域支配』八木書店、二〇二三年、初出二〇一八年)。
- (11) 白石成二「古代越智氏の研究」(創風社出版、二〇一〇年)、松原弘宣「伊予の越智直氏について」(同『古代四国の諸様相』創風社出版、二〇一一年)。
- (12) 松原弘宣「道後平野の郡領と分布氏族」(同『古代四国の諸様相』創風社出版、二〇一一年)、同「熟田津と久米官衙遺跡群遺跡」(同上、初出二〇二五年を改稿)、同「歌舞集団としての久米直氏」(同上、初出一九九四年を改稿)。
- (13) 松原弘宣前掲論文「伊予の越智氏について」。
- (14) 松原弘宣前掲論文「伊予の越智氏について」。
- (15) 松原弘宣前掲論文「伊予の越智氏について」ほか、同「伊予国の地方豪族」(『古代の地方豪族』吉川弘文館、一九八八年)など他文献でも言及。
- (16) 藺田香融前掲論文「古代海上交通と紀伊の水軍」。
- (17) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一―三二頁上段。
- (18) 『木簡研究』十七―二二頁上段(四四)。
- (19) 「伊予国風土記」逸文(前田家本「釈日本紀」巻六「大山祇神」条)にみえる。松原弘宣前掲論文「伊予の越智直氏について」より一部抜粋)
- 「『釈日本紀』巻六にみえる御嶋伝承では「乎知郡、御嶋、坐神御名、大山積神、一名和多志大神也、是神者、所_レ顕難波高津宮御宇天皇御世、此神自_二百済国_一度来坐、而津国御嶋名也」という伝承を残している。これによると、伊予国越智郡の御嶋(大三島)の神の名は「大山積神」で、一名を「ワタシの大神」といい、難波高津宮御宇天皇(仁徳天皇)の時に、百済より摂津国御嶋に渡来し、そこより伊予国越智郡に移ったという。すなわち、御嶋(大三島)の神は瀬戸内海の東西交通だけでなく南北交通にも関連する神であるというのである。…(中略)…このように大山積神が中央政府より極めて高い位階が授与された理由の一つには、瀬戸内海交通の要衝地に位置するということがあったと考えられるが、風土記が大山積神を「和多志神」といつていたことは注目すべきである。すなわち、大山積神の本来の姿は、伊予国から安芸国への「ワタシ」の神としても崇拝されていたことを物語り、まさしく瀬戸内海の南北交通の存在を物語っているのである。」
- (20) 松原弘宣「瀬戸内海地域の郡領氏族」(同『古代瀬戸内の地域社会』同成社、二〇〇八年)。
- (21) 『平城京木簡』二(二一九四)・「和気郡海部里調塩三斗・刑部首嶋」。
- (22) 『木簡研究』十二―十三頁下段(四二)「伊予国和気郡海部郷若日下部廣嶋楚割六斤」。
- (23) 『木簡研究』五―十二頁下段(三二)「伊予国伊予郡川村郷海部里白髪□」。
- (24) 『平城宮木簡』一一―三三頁下段(三六一)。
- (25) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一―三二頁下段「伊予国伊予郡石井郷海部里日下部麻呂調贄楚」。
- (26) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―三九頁下「伊予国伊予郡石井郷海部里阿曇部太隅鯛楚割六斤」。

- (25) 直木孝次郎『贅に関する二、三の考察』（同『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年、初出一九六九年）。
- (26) 今津勝紀「贅と中男作物をめぐる」（同『日本古代の税制と社会』塙書房、二〇一二年、初出一九九五年）。
- (27) 柴田昌児前掲論文「西部瀬戸内と芸予諸島周辺域における海人集団の動態」。
- (28) 『日本三代実録』貞観十八年（八七六）十月十三日丙辰条より。また、山口英男「八・九世紀の牧について」（『史学雑誌』九十五巻第一号、一九八六年）参照。
- (29) 同註21より。
- (30) 海域区分に関しては、八島邦夫「瀬戸内海の地誌」（『瀬戸内海の気象と海象』海洋気象学会、二〇一三年）を参考とした。それによれば、瀬戸内海環境保全特別措置法の区分を採用している。風早郡沿岸部は、「斎灘」と呼ばれることも多いが、海図、水路誌等で用いられる海域区分としては、「安芸灘」に統一されていることから、本考察でも「安芸灘」とした。
- (31) 八島邦夫前掲論文「瀬戸内海の地誌」。「海釜の計測に当っては、海釜を『海底にある直径km以上の顕著な凹地』と定義して、『沿岸の海の基本図』の海底地形図を用いて計測を行い、その形態や分布の特徴を明らかにするとともに海が眞の分類を試みた。」と記す。
- (32) 馬評（野間郡）については、松原弘宣「伊予国の立評と百済の役」（同『古代瀬戸内の地域社会』同成社、二〇〇八年）参照。久米評（久米郡）については、松原弘宣「久米官衙遺跡群の研究」（同上）参照。越智評（越智郡）については、『日本霊異記』上巻第十七縁参照。
- (33) 鎌田元一『律令公民制の研究』塙書房、二〇一二年。
- (34) 『木簡研究』三十五「奈良・西大寺旧境内」八頁―二八頁より。
- (35) 『木簡研究』三十五―二四頁頁上（一八二）。
- (36) 『木簡研究』三十五―二五頁下（二二八）。
- (37) 『荷札集成』八一頁―二四九（大宰府跡不丁官衙地区出土木簡）。
- (38) 笹山晴生「続日本後紀」（同『平安初期の王権と文化』吉川弘文館、二〇一六年）。
- (39) 山内譲「東国武士、海賊になる―安芸国蒲刈島と多賀谷氏―」（『中世の港と海賊』法政大学出版局、二〇一一年）。伊予国沿岸部に勢力を有する在地領主の多くが、新しい活躍の舞台を求めて瀬戸内海に進出し、海賊化する。
- (40) 柴田昌児「弥生土器から見た芸予諸島の地域色」（『伊予史談』三六三号、二〇一一年）。芸予諸島周辺の弥生土器が、東西に広がる分布域よりも芸予諸島を媒介にした南北に広がる領域に強い連関性を具有していることから、当時の人々が灘や瀬戸を意識し、それを取り込むかたちで日常生活領域を構築していたと指摘する。同「瀬戸内海における製塩考古学の現状と課題」（村上恭通・楨林啓介編『東アジア塩業考古学の提唱』愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター、二〇一五年）。
- (41) 『日本古典文学全集九万葉集（四）』三三頁―三六一五より。風早浦に船泊する夜に造られた歌（二首）のうちの一首。
- (42) 伊藤博『万葉集 譯中八』（集英社、一九九八年）。
- (43) 『日本歴史地名大系』「風早村」「賀茂郡」「豊田郡」参照。風早村の存在する安芸津町（風早浦の所在地）は、古代より現代にいたるまで郡域変更が多くあり、『万葉集』でみえる風早浦が何郡の管轄であったかは厳密には不明瞭である。
- (44) 今津勝紀「古代の家族と女性」（同『日本古代の環境と社会』塙書房、二〇一二年、初出二〇一五年）。
- (45) 『平安遺文』「讃岐国大内郡入野郷寛弘元年戸籍」より。
- (46) 三好啓介「国家形成期における讃岐と地域間交流」（神戸大学修士

論文二〇二五年、未発表)。

- (47) 『大日本古文書』 十一―三六六頁。
- (48) 『平城宮木簡』 七―一四一頁 (一一五〇七)。おそらく衛士カ。
- (49) 『大日本古文書』 十四―二二六頁。
- (50) 鎌田元一「評制施行の歴史的前提―いわゆる大化前代の「コオリ」について―」(同『律令公民制の研究』 塙書房、二〇〇一年)。「予州風早県人」に関して、この場合の「県」は「郡」の意味として捉えることができる。よって、伊予国風早郡人という意味として理解できるので、この箇所も『日本文徳天皇実録』と同じである。
- (51) 「律令体制下の伊予」(『愛媛県史』 古代Ⅱ・中世、一九八四年、白石成二執筆分)。
- (52) 同註(5)。
- (53) 『寧楽遺文』 下―七八六頁。
- (54) 『和名類聚抄』 伊予国越智郡所在の郷として記載される。
- (55) 『平城宮木簡』 七―九九頁 (一一三二五)。
- (56) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』 二一―三四上段 (三八二)。
- (57) 『日本霊異記』 上巻第十八縁より「伊予国別郡日下部猴」とみえる。日下部と葛城の関係性は、鷲森浩幸「名代日下部の成立と展開」(『市大日本史』 三、二〇〇〇年) 参照。
- (58) 古市晃「国家形成期における淡路の位置」(同『国家形成期の王宮と地域社会』 塙書房、二〇一九年、初出二〇一七年)。
- (59) 紀氏および同族の南海道の配置に関しては、岸俊男前掲論文「紀氏に関する一試考」参照。
- (60) 水先案内とは、水先業務を提供することをいい、案内する人を「水先人」「パイロット」という。水先とは、航行海域に精通していない船舶の要請により、当該海域に精通している水先人が乗船し、完全に船舶を導くことである。水先人の存在意義は、当該水先区の地

形・地誌、水路誌、気象・海象、操船技術、航行支援施設等々に精通していることである(近岡信夫・今西邦彦「瀬戸内海の水先案内」(『瀬戸内海の気象と海象』 海洋気象学会、二〇一三年)。

- (61) 松原弘宣前掲論文「伊予の越智直氏について」。
- (62) 「阿岐国造 阿岐国造。志賀高穴穗朝。天湯津彦命五世孫飽速玉命定賜国造」。(『国造本紀』 より。阿岐Ⅱ安芸(安芸国)。怒麻国造と同様に、飽速玉命を祖とする)。
- (63) 「怒麻国造 神功皇后御代。阿岐国造同祖速玉命三世孫若弥尾命定賜国造」。(『国造本紀』 より。怒麻Ⅱ野間(伊予国)。阿岐国造と同様に、飽速玉命を祖とする)。
- (64) 白石成二前掲論文『古代越智氏の研究』。
- (65) 『日本書紀』 雄略即位前紀など。